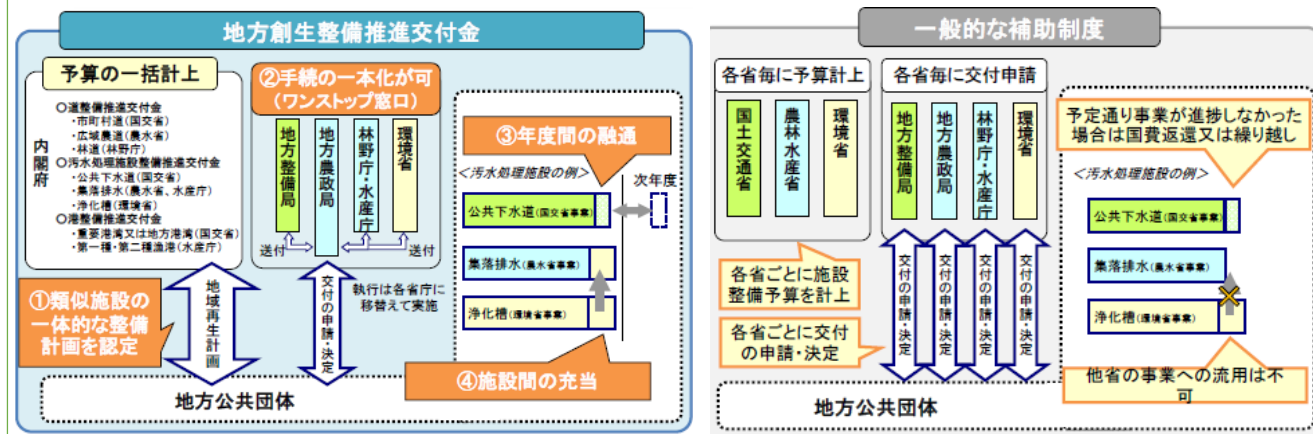


地方創生整備推進交付金とは

- 地方創生整備推進交付金は地方創生に関する効果を高めるために、雇用の創出、経済の活性化、生活環境の整備に関する施設として、道・污水处理施設・港の3種類を対象としており、いくつかの類似の事業を連携して一体的に整備することとデジタル技術の活用及び連携が必要となっています。
- 本市においては、道（市道・農道）について地方創生交付金を活用しています。

地方創生整備推進交付金の特徴

- 概ね5ヶ年を期間とした地方公共団体作成の地域再生計画に基づき、省庁の垣根を超えて類似施設を総合的に整備することが可能です。
- 分野ごとに一体的に取り組むことで、投資の重複による無駄を排除できます。
- 地域再生計画の申請は内閣府で受付及び認定を行うこととなっています。



地方創生道整備交付金のイメージ図

2種以上の施設の整備による相互連携が求められる共通の目標に対して取り組む事業

分野の異なる施策による相互連携が求められる共通の目標
(例：人口減少の抑制、観光振興の促進)

地域再生計画の目標に対して相互連携
ソフト事業等による連携

事業実施
事業実施
事業実施

市町村道 広域農道 林道

※市町村道、広域農道、林道のうち2種以上



※内閣府地方創生推進事務局
令和6年4月地方創生整備推進交付金の概要参照

地方創生整備推進交付金における国の負担割合

整備交付金	施設の種類	国の負担割合（以内）	事業主体
地方創生道整備推進交付金	市町村道	1/2注1)	都道府県注2)、市町村
	広域農道	50/100注3)、1/2	都道府県、市町村
	林道	50/100、45/100、1/3、30/100、1/2	都道府県、市町村

注1) 新設又は改築の負担割合は道路法、修繕の負担割合は道路の修繕に関する法律の施行に関する政令第1条第2項に定める割合に準じる。

注2) 豪雪地帯対策特別措置法、山村振興法、半島振興法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による都道府県の権限代行事業。

注3) 山村振興法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の指定地域の国の負担割合は一部50/100を適用。

